

聖隷クリストファー大学・聖隷クリストファー大学介護福祉専門学校サークル・同好会内規

(活動計画書、活動報告書、部員名簿)

第1条 春セメスターの部員名簿(4月末時点)と当該年度の活動計画書及び前年度活動報告書を4月末までにサークル委員長に提出する。

第2条 秋セメスターの部員名簿(10月末時点)と秋セメスターの活動計画書を10月末までにサークル委員長に提出する。

第3条 サークル委員長に提出しない場合、サークル援助費の支給は認められない。すでに振り込まれている場合は、返還する。

(会計)

第4条 サークル委員会の際に、各サークルは定期報告をする義務を負う。

第5条 サークル委員会の決算は、秋セメスターの定期試験終了までに学友会会計が行い、その後3月31日までの間に変更や追加があった場合、4月1日～4月20日の間に行う。

第6条 サークル援助費は後援会からの振り込み後14日以内に振り込むこととする。振り込みは学友会会計が行う。

第7条 各サークルの通帳は全て「聖隷クリストファー大学学友会各サークル 個人氏名」とし、印鑑は「聖友会」を用いる。

通帳は学生サービスセンター担当者、印鑑は学生サービスセンター長が管理する。

第8条 サークル委員長及び学友会会計は、予算編成時にその年度の活動費の予算の目安をサークル会計に確認する。

第9条 サークル援助費の増額を希望する場合、サークル委員長に理由を添えて申請書(任意)を提出する。その後学友会で検討される。

第10条 年間のサークル援助費は通常、サークル3万円、同好会2万円を基本とする。

(指導料)

第11条 成果を上げているサークル、または同好会に支払われる。

第12条 成果とは、年一回の公開(施設などへの訪問も含む)、学内活動(クリスマス、学校祭)の参加を最低条件とする。

(サークル援助費の使い方)

第13項 個人目的での使用は認めない。個人目的かどうかは定期報告を経て^{クウォール}QOL委員会会計の判断に委ねられる。もし個人目的と判断された場合は、自己負担とする。

第14条 領収書には「品代」ではなく、「品名」を詳細に記載する。

第15条 領収書はしっかり保管する。領収書のない場合サークル援助費から支給されないものとする。

第 16 条 学友会からのサークル援助費以外の金銭管理は、別の通帳を作って各サークルで責任を持って管理する。

第 17 条 高額なものをサークル援助費で購入した場合はサークル担当に申し出て、指定の備品シールを貼る。

第 18 条 歓送迎会やうちあげ等サークルメンバー同士の飲食代はサークル援助費で使用してはならない(他大学との合同うちあげ等は「サークルの活動」としては認めない)。

(施設の使用)

第 19 条 運動部と音楽系サークル、及び学友会室を使用するサークルについては、それぞれサークル委員会にて調整し、セメスター毎に決定する。

ただし、音楽系サークルにおいて、4 号館 4 階音楽室以外を使用するサークルについては直接学生サービスセンターに「施設使用願」を提出する。

第 20 条 テニスコート、フットサル場、学生談話室を使用するサークルについては、サークル委員会の際に話し合いで決め、サークル委員長に報告する。

(掲示板)

第 21 条 学友会指定の押印がされていない掲示物は原則として認められない。掲示して欲しいものについては QOL 委員に依頼する。

第 22 条 学生ホールの掲示板は、サークルの掲示を原則として認めない。

(外部指導者の招聘)

第 23 条 外部指導者を希望するサークルは、顧問に相談のうえ、1 月末までに「招聘願」を学生サービスセンターに提出する。

第 24 条 外部指導者の継続を希望する場合も 1 月末までに提出する。

(合宿等の許可願い)

第 25 条 合宿時の事故等に備えて、合宿を行う場合は学生サービスセンターに届け出るものとする。

(他大学との合同サークル)

第 26 条 学友会指定のサークルとして認めない。

(サークル名と部長の変更)

第 27 条 サークル名の変更や部長の交代を行う場合、必ず学生サービスセンター及び学友会サークル委員長に申請をする。

(連絡先)

第 28 条 各サークルへの連絡は、学校 Gmail を使用する。

(サークル・同好会に認定について)

第 29 条 同好会からサークルとして認定される為には、学友会規約第 7 章第 34 条及び第 36 条を満たした上で定例或いは臨時のサークル委員会に申請することにより認定される。

第 30 条 学友会規約第 7 章第 36 条（構成）に基づいた理由等により、サークルが同好会となる場合については、サークル委員会にて協議し、決定する。

* その他、当大学及び学友会の規則に準拠する。

附則 このサークル内規は、2005 年 7 月 1 日より施行される。

附則 2005 年 6 月 23 日一部改訂

附則 2025 年 6 月 25 日（総会日）一部改訂（会計、掲示板、外部指導者の招聘、連絡先）